

議案第 125 号

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

安中市長 岩 井 均

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第２項の規定により、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を下記のとおり変更することについて協議する。

記

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

群馬県市町村公平委員会共同設置規約（令和２年４月１日）の一部を次のように改正する。

別表中「安中市」を「安中市 みどり市」に、「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現にみどり市の公平委員会に対してなされている次の各号に掲げるものについては、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなす。
 - （１） 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求
 - （２） 職員に対する不利益な処分についての審査請求
 - （３） 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談
 - （４） 職員団体の条例に基づく登録の申請、登録事項の変更の届出及び解散の届出並びに職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の規定に基づく法人となる旨の申出
 - （５） 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定に基づく公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査請求